二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
仏沢及び御子敷沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十七年国土交通省告示第四百八十九号で指定した同号三に掲げる土地の区域を除く。）
東京都三宅島三宅村坪田
三番二
七四八番
七四七番
七三九番
七四一番一
七四一番二
七三八番一
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
とんび沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線（標柱二号と三号については、平成二十二年国土交通省告示第六百六十三号で指定した同号三に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線）及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
東京都三宅島三宅村坪田
一八二八番
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十五年国土交通省告示第十五号で指定した同号三に掲げる土地の区域、平成十七年国土交通省告示第七百五十一号で指定した同号五に掲げる土地の区域及び平成二十二年国土交通省告示第六百六十三号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）
東京都三宅島三宅村坪田
五九七番三　一号及び二号
五九七番四　三号及び四号
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を昭和四十九年建設省告示第五百十一号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
東京都小笠原村母島
字大谷　一六番四　一号
一六番一　二号
一七番　三号から七号まで
一八番一地先国有林　八号から十一号まで
二一番　十二号
二〇番　十三号から十七号まで

○国土交通省告示第三百四十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十六年三月十八日
国土交通大臣　太田　昭宏
一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
栗林川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十五年国土交通省告示第六百七十五号で指定した同号四に掲げる土地の区域を除く。）
福岡県八女市上陽町久木原
字栗林　四五六番六地先河川敷　一号
四五七番　二号及び三号
四五七番　四号及び五号
四五〇番一　十四号
四五三番二地先河川敷　十五号
六六四番一　六号
六七〇番一　七号
六七〇番二地先道路敷　八号から十号まで
六六九番一地先道路敷　十一号
六六四番二　十二号
六六五番　十三号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱十六号から五十六号までを順次結んだ線及び標柱十六号と五十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十五年国土交通省告示第六百七十五号で指定した同号四に掲げる土地の区域を除く。）
福岡県八女市上陽町久木原
字銅山　六四九番一　十六号
六五一番　十七号
七五一番地先水路敷　十八号
七五一番　十九号から二十二号まで
七四六番　二十三号及び二十四号
七四七番　二十五号から二十八号まで及び五十一号から五十三号まで
六六二番　二十九号及び五十号
六七七番三　三十号から三十二号まで及び四十五号から四十九号まで
六七九番　三十三号
六八〇番　三十四号
六八一番一　三十五号、三十六号、四十三号及び四十四号
六八九番　三十七号、三十八号、四十一号及び四十二号
六八九番一地先道路敷　三十九号
六八九番二　四十号
六六三番　五十四号
六六四番一　五十五号及び五十六号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
田代川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線、標柱六号と七号を平成二十五年国土交通省告示第六百七十五号で指定した同号三に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱七号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を昭和二十六年建設省告示第七百五十八号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
福岡県八女市黒木町笠原
字田代　九九五九番一　一号
九九五八番一　二号
九九五八番二　三号
九九六三番二　五号
九九三六番二　十二号
九九六八番五地先水路敷　十三号
字平石　九九九〇番六　四号
一〇〇一五番一　六号
一〇〇〇六番一　七号
一〇〇〇五番六　八号
一〇〇〇五番八　九号
九九九〇番三　十号
九九九二番一　十一号
ロ　次に掲げる土地に存する標柱十四号から三十号までを順次結んだ線及び標柱十四号と三十号を平成二十五年国土交通省告示第六百七十五号で指定した同号三に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
福岡県八女市黒木町笠原
字平石　一〇〇一八番三　十四号
一〇〇一四番一地先道路敷　十五号
一〇〇一八番四　十六号
一〇〇一八番六　十七号
一〇〇二六番　十八号及び十九号
一〇〇二五番　二十号から二十三号まで
一〇〇一四番一　二十四号及び二十五号
一〇〇一一番三　二十六号から二十八号まで
一〇〇一一番一　二十九号
一〇〇一〇番　三十号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
うどう川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を昭和二十六年建設省告示第七百五十八号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十五年国土交通省告示第六百七十五号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）